

— 寄稿 —

第6回 海洋法に関する専門家会議 (IOC/ABE-LOS VI) 報告*

北沢 一宏†

ユネスコ政府間海洋学委員会はマラガ市 (スペイン) において標記専門家会議を 2006 年 4 月 3 日~7 日に開催し、我が国からは加藤 淳 外務省海洋室事務官および北沢 一宏 海洋研究開発機構 特別参事が出席した。議題および席上にて採択された勧告は資料として末尾に付した。なお、採択された報告書は既に IOC/ABE-LOS のホームページ (<http://ioc3.unesco.org/abelos/>) に公開されている。

1. 開会

デラトール マラガ市長, エスコバル スペイン外務省国際法課長, ソト スペイン海洋研究所所長, グロス スペイン国務大臣, ルイボ IOC 副議長より歓迎の辞が述べられた。特にエスコバル課長は海洋データの収集, 海洋の科学的調査の実施などの活動を調整する上で IOC/ABE-LOS の果たす役割は重要であり, 今後益々必要となるであろうと強調した。また, これを受けてルイボ副議長は海洋に関連した諸問題は, IOC 加盟国にとってこれまで以上に重要な事項となってきたと指摘した。

2. 事務手続

2.1. レポートウルの指名

アルゼンチンからの申出を受けて A. トロイシ博士を指名した。

2.2. 議題承認

議長より議長報告, 事務局報告に続いて I-GOOS 議長およびアルゴ情報センター (AIC) 技術調整員からの現状報告を聴取することが提案され, 了承された。新たに議題 3.3. として「I-GOOS 議長およびアルゴ情報センター技術調整員の

現状報告」が加えられ, 以下議題番号は順送りとされた。
(資料: A)

3. 会期間活動の報告

3.1. 議長報告

E. ジャルマッシュ ABE-LOS 議長 (仏) により会期間活動報告がされた。「IOC による国連海洋法条約第 247 条の手續」の勧告が第 23 回 IOC 総会にて承認されたことを報告した。国連海底機構 (ISA) 総会, 第 60 回国連総会, 国家管轄権外の海洋生物多様性に関する国連専門家会議などの国連主催の会議で海洋の科学的調査の重要性の認識が高まっていることと, 国家管轄権外の海洋生物多様性の問題には ABE-LOS は海洋の科学的調査の促進の面から関与することもあり得ると強調した。

メキシコは, 議長が国家管轄権外の海洋生物多様性に関し言及した点について, 本件は国連の場での取扱いも多岐に亘っており政治化もしている現状に配慮すべきであること, IOC のマンデートを超越している点多々あることを指摘した。さらに ABE-LOS はそのマンデートの枠内で活動すべきであり, 具体的に如何なる貢献が国連側から求められているか不明確な現段階では ABE-LOS は議論の進展を見守るべきであると言及した。スペイン, アルゼンチン, ブラジル等多数がこの意見を支持した。

3.2. 事務局報告

事務局より会期間活動が報告された。第 23 回 IOC 総会にて採択された決議 XXIII-8 および 9(資料: B) により要請された事項の実施に努めたこと, 技術移転ガイドラインの配布, 専門家名簿の作成, ABE-LOS ウェブを新設し海洋の科学的調査に関する各国国内法令データベースを構築することの検討, 「IOC による国連海洋法条約第 247 条の適用に関する手續」の実施に関する検討を行なったことが報告された。IOC 事務局内で Argo 計画が第 247 条で言及している「国

* 2006 年 8 月 28 日 受領; 2006 年 8 月 28 日 受理

著作権: 日本海洋学会, 2006

† 海洋研究開発機構 〒237-0061 横須賀市夏島町 2-15

著者 e-mail address: kitazawa@jamstec.go.jp

際機関が実施または主導する海洋の科学的調査」と考えられ得るか否かの検討をした。

短期間にもかかわらず精力的に多種の活動を行なった事務局の努力に対し賞賛の発言が続いた。我が国も ABE-LOS ウェブの開設を情報交換に役立つであろうとし謝意を表するとともに定期的な情報の更新が重要と指摘した。多数の参加国から、国連海事海洋課 (DOALOS) により各国国内法令データベースが既に構築されており ABE-LOS と DOALOS の事務局間の作業の重複を避けるために調整を行なうべきと指摘された。国連側で作成している国内法令データベースは、海洋の科学的調査に特定されたものではないため、ABE-LOS の目的に直結して貢献できるとは思えないが、補完的役割は果たせると考えると DOALOS が補足した。

Argo 計画が海洋法条約で言う「国際機関が実施または主導する海洋の科学的調査」の対象となり得るか否かに関しては賛否両論が披瀝された。オランダ、米国など適用対象となり得ないとする論と、アルゼンチンなど第 247 条の適用可能とする意見とに二分されたが結論には至らなかった。

3.3. I-GOOS 議長およびアルゴ情報センター技術調整員の現状報告

F. ジェラルド I-GOOS 議長 (仏) は、これまでの I-GOOS の活動を報告した。IOC の枠組における GOOS および I-GOOS の構造に言及した上で、観測活動には長期にわたる運用上の公約、持続性、適宜なデータ入手の可能性、および明確な法的枠組が不可欠と強調した。Argo 計画、海面漂流ブイ、XBT の実際を概説した際に、Argo フロートによる海洋データの収集は「日常業務としての定型化し組織化・自動化される以前の段階においては海洋の科学的調査として開始され、その後、システムの構築・整備に伴って operational になる」という認識であるとした。また、議長は operational program は研究ではなく社会に役立つものを目指したものである、他方研究も同時に一般社会の役に立っているとの考えを述べた。(報告者注：従前から WMO, NOAA などに代表される気象関係機関から上述の三観測手法は operational なものであり、海洋法条約第 13 部に記載される「海洋の科学的調査」の手法ではなく、実施の際は海洋法条約に規制されることなく実施可能であるとして来た。他方、研究機関などは条約第 13 部が適用される科学的手法であり、実施に当たっては沿岸国の同意が必要として来た。沿岸途上国の多くは観測活動が社会的貢献は多しながらかも、通報を受けることもなく観測活動が当該沿岸国の排他的経済水域 (EEZ) 内で通常的に行なわれていることに不快感を呈して来た。)

中南米を始め多くの参加国から operational oceanography

を定義することが困難な現実を考慮すると、Argo 計画は他の海洋データ収集活動と同様に国連海洋法条約により規律されるべきとの意見があった。アフリカの一部の国から Argo フロートの分布に斑がありアフリカ沿岸が Argo による観測の恩恵を満足に受けていないとの指摘があった。また、EU フロートの所有権と責任の帰属に関し確認が求められた。議長から EU が資金拠出したフロートは EU フロートとして登録されるが所有権と責任の帰属は展開した国に属するとの説明があった。

IOC 副議長は I-GOOS は科学者の集団である一方、法律専門家との交流に乏しいと指摘した上で、I-GOOS と ABE-LOS との密接な協力が必要であると要望した。

アルゴ情報センター (AIC) 技術調整員より AIC の活動状況が報告された。Argo フロートにより収集されたデータは WMO が運営する GTS ネットワークとインターネットを通じて全世界でほぼ実時間的に共有されている。同センターでは常時展開中のフロートの状況を監視しており、フロートが沿岸国の EEZ に入域する可能性が発生した場合は Argo 計画に関する IOC 決議 XX-6 の要請に従い、その数週間前に当該国のフォーカルポイントに情報が電子メールにより自動的に通達されるシステムを構築していると説明した。

AIC が全球規模でフロートの分布状況を把握し情報を発信していることを評価しつつもフロートの EEZ への入域を自動的に事前通報する計画には多くの懸念が呈された。IOC 決議では Argo 計画は国連海洋法条約と完全に整合的であるべきとしており、電子メールによるフロートの入域通告は国連海洋法条約にいう「適切な経路による情報の提供」とはならない。Argo 計画に関しては、入域通知のあり方に加え EEZ における観測活動の包括的同意が得られているか否かの問題も含め検討する必要がある。技術調整員はフロートの入域に際しては通知と許可が要求されていることは認識しているとしつつも、自動通知は継続し、また、南太平洋海域では管轄水域を Argo フロートに開放していると強調した。(注：我が国を始めとした努力で南太平洋海域でのフロートの展開に関してほぼ包括的な理解が地域政府との間でされていることを紹介したものである。我が国は現状に関し補足説明を行なった。) Argo 計画参加機関以外が実施しているフロートの展開状況を把握することも検討中である。

3.4. 海洋データ収集のための国連海洋法条約関連の法的枠組検討小委員会委員長による進捗状況の報告

K. ハカパ小委員会委員長 (フィンランド) は作業用の原案とも言うべき枠組み案を提案したが、現実的な案文ではな

かったため、対象とした問題点が多様であり誤解が生じ易い記述が多いと多数の参加国から指摘された。結局、検討作業は具体的な意見の交換が効率的とする見解が大勢を占め、字句の修正よりも問題点の基本的な認識を確認することから始めることとなった。

冒頭、オランダは本ガイドラインで取り扱う「海洋データを収集するための特殊な手法」をIOCの主導で実施される活動に限定するとともに、現時点での懸念事項であるArgoフロートに限定することが適切であり、その後、漂流ブイ、XBTなどに対象を拡げて検討するのが現実的と提案した。本提案は大方の支持を得て検討を開始した。

米国が口火を切り、第三次海洋法会議のヤンコフ第三委員会委員長報告(1980)が示すようにArgoフロートなどによる海洋気象データ収集活動は、国連海洋法条約第13部が規律する海洋の科学的調査ではない。気象予測という人類共通利益のために実施され、かつ取得データも公開されている定型的海洋データ収集活動は前述の海洋気象データ収集活動と同種のものである。このような活動はこれまで自由に実施されて来たことでもあり、新たな法的枠組みを必要としない。また、「海洋の科学的調査」や「海洋データ収集活動」の定義に踏み込むことは実際的ではなく、「海洋データ収集システム」について合意を目指すべきであると主張した。これに対しアルゼンチン、中国など多くの国がArgoフロートによる海洋データ収集活動は国連海洋法条約の範疇に含まれるとした。オランダは米国の見解を支持したが、ベルギーはヤンコフ議長報告のような議論を展開するのは不相当であるとした。我が国は、本ガイドラインは法的拘束力を持つような文書ではなく、科学者のための実際的なガイドラインであり、如何なる内容になろうとも各国がそれぞれ解釈するところの国連海洋法条約上の権利・義務を変更し、書き換えるものではないと理解していると表明し、大方の支持を得た。オランダは実際的なガイドラインをIOC/ABE-LOSのマנדート内で作成するべきとした。これを受けてABE-LOS議長が、本ガイドラインは法的拘束力を有するものではなく、国連海洋法条約の枠内でIOC/ABE-LOSのマנדートに沿って作成されるガイドラインであると結論した。

ドイツはAICの運用を例に国連海洋法条約第13部において通報等の手続に関しては多くの規定があり、Argoシステムにおいても諸手続が存在している。本ガイドラインは既存の制度・仕組みを踏まえた効率的なものを目指すべきとした。ベルギーも科学者の間ではArgo計画の運用システムは好ましく機能しているとの認識を示しつつ、有効に機能している実践を尊重しガイドラインを作成すべきと表した。セネガルはI-GOOSとABE-LOSとの意思疎通が重要と指摘し

研究者の意見・経験を聴取すべきとした。我が国はArgoフロートなどによる海洋データ収集活動は、国連海洋法条約第13部に記されている同意手続を経ることで問題の発生が避けられるとの考えの基づき、実際に沿岸国のEEZ内での観測活動では当該手続を踏んでいると表明した。また、我が国が実践状況を例示する用意があると発言した。メキシコ、アルゼンチンは実践例を聴取することは有意義としたが、時間的余裕がないとの理由で実現しなかった。

以降、文言の定義、確認、修正などが続いたがほとんどが不明確なまま検討を継続することとなった。観測活動に伴う海洋環境保全についての意見が交換された際に、我が国は海洋の科学的調査の性質や、これを実践するに当たっての環境保全義務については国連海洋法条約第240条や第246条に類似の記述があることを指摘し、本ガイドラインでは条約の文言を忠実に反映すべきと強調した。観測機器の定義に関しても議論百出の状態となりほとんどの点で結論は見送られた。オランダの提案により、XBTによる海洋データ収集活動は、経緯、運用方法などにフロートなどとは異なる性格を有していることから、ガイドラインの論点を絞って効率的に検討するために、フロートの議論が進展するまでXBTについては取り扱わないとした。モロッコ、アルゼンチンなどが不満を示したが、我が国を含みインド、ベルギー、英国、ブラジルなどの支持で本提案が受け入れられた。

3.5. 新たに発生した諸問題点に関する意見交換

ルイボIOC副議長が、緊急に発生した国連関連の諸問題の中で、特にIOC加盟国にとって関心度の高い問題点についての意見交換の場としたいと本議題の趣旨を説明した。我が国は海洋の科学的調査を実施する際の要求事項の増大と科学的調査が海洋環境に与える影響とが懸念されると指摘した。上述のように近年国連を舞台に展開されている国家管轄権外の海洋生物多様性に関する議論は、多分に政治的要素を含んでいることに配慮しIOC/ABE-LOSとしては進展を見守るべきとする意向が大勢であった。既にIOC総会にて承認されている海洋技術移転と人材育成の実施方を活性化すべきとの指摘がモロッコ、ベネズエラなど多数の国からあった。

3.6. 情報提供

C. ガナン アンダルシア県庁法制部長がスペイン—モロッコの共同プロジェクトである「大陸間生物圏保護計画」を概説した。M. バルガス スペイン海洋研究所長は同所が実施している海洋研究活動を紹介した。特に、IOCが主導する有害藻類プロジェクトの事務局を担当していること、各種海洋観測プロジェクトを強化していることを強調した。

4. 勧告および報告書の採択

勧告(資料:C)および報告書は一部文言を修正の上、異論なく承認された。

5. 閉会

ABE-LOS 議長は IOC を代表して、スペイン政府および関連機関の協力・支援に対し、また参加者並びに事務局に謝意を表した。会議は 2006 年 4 月 7 日午後 2 時に閉会した。

報告者所感

本委員会は第 19 回 IOC 総会(1997 年 7 月)での総会決議により「国連海洋法施行下で如何に円滑な海洋での研究調査活動を実施するための方策を助言すること」を目的に設立された。2001 年 6 月に第 1 回の会合をユネスコ本部(パリ)にて開催し、以降エルジャディダ(モロッコ)、リスボン(ポルトガル)、レフカダ(ギリシャ)、ブエノスアイレス(アルゼンチン)と開催地を移動しながら毎年開催されている。我が国からは 1998 年 11 月にパリで開催された準備会以来、毎回 2 名が出席している。当初は海洋法関連の会議でよく見られたように、利益誘導指向の途上国からの参加者による強硬発言が続いたが、第 3 回のリスボン会合からは、海洋研究のより良い方向への発展を目指す傾向が現れ、報告者は健全な方向に向かいつつあると歓迎している。

特に「海洋の技術移転のための規範と指針」「国連海洋法第 247 条の適用の手続」などの検討が一段落し報告書が刊行されたことは、進歩であった。前者は途上国への技術移転を容易にする仲介の労を IOC が執ろうとする試みとして評価される。実施にはかなりの工夫が必要となるであろうが結果を見守りたいし、我が国としても(政府、関係機関ばかりでなく海洋研究者のコミュニティとしての海洋学会も)要請が来た場合には積極的な協力の姿勢を示すことが望まれるであろう。後者は国際的なプロジェクトを海洋法下で認知して、その実施を円滑化しようというものである。手続論としての形はできたが、今後の運用法には問題が残る。Argo 計画のフロートの流入に対する沿岸国からの同意を取付け易くするのに有効ではないかとの意見が委員会のメンバーにはあるが、報告者は疑問を感じている。少なくとも我が国での Argo 観測は現在ではほとんど支障なく展開できており、これ以上の手間を掛けて国際プロジェクトとするメリットをあまり期待できないのが実感である。

今回の委員会から始まった「海洋データ収集のための国連海洋法条約関連の法的枠組」の検討は米・英が中心となって

問題を提起したものであり、我が国にも大いなる関心事である。一言で言えば「海洋観測は国連海洋法条約の第 13 部(海洋の科学的研究)の規制を受けずに自由に実施できるお墨付きが欲しい」と言うことである。これに対し沿岸国側は「排他的経済水域を含む広域での海洋観測を展開する以上は、海洋法で求められている観測内容に関する情報を提供して欲しい」とした。委員会での検討は始まったばかりであるが、今回の会合で検討対象を Argo フロートなどの漂流型測器に絞った点が特筆される。

3.3. でも述べたように、事の起こりは些細なことであった。Argo 計画の初期の段階で「総数 3,000 基余のフロートを個別に入域申請をするなどは徒労である」「これまで海洋観測は自由に実施しているし、何ら支障はなかった」「観測結果は毎日の天気図として人類共用に役立っている」と言った先進国側の(特に気象のコミュニティの)説明に対して、沿岸途上国側が「自国の水域内の海洋の状況を知りたい」「途上国といえども世界規模の事業に参画したいから実態を教えて欲しい」「自国の海洋調査研究の向上の一助にしたい」などの要望をした。先進国側の「世界中に役に立つ良いことをやろうとしているのだから煩わしいことをやらせないで欲しい」と一蹴しようとした反応に途上国側が硬化してしまい、「我が国の水域内の観測結果を衛星通信で当事国の了解さえ取らずに世界中に配信するのは問題」との発言にまで発展してしまった。(注:同様な議論は、最近では下火になったとはいえ全球海水準観測(GLOSS)においても続いている。)

当初は、我が国でも同様の議論がされたが、結局は「Argo 計画は海洋法第 13 部の研究観測の範疇と考える」との共通認識の元に国連海洋法条約に規定されている諸手続を踏み観測を実施している。初期の頃は計画の実像を沿岸諸国(主に赤道太平洋諸国の許認可業務の担当者)に理解して貰うのに相当の努力を要したが、現在では十分に理解が得られたのか予想を超えた速さで申請への同意が発せられている。極端な例では申請後 2 週間で同意の連絡を受けたことさえある。今後も我が国の対応振りは継続して行くべきであろう。前述したように、途上国側からの知識も含む技術移転の促進の要望は、これから高まることが予測される。海洋のコミュニティとしても過度の負担にならない限り協力の姿勢を示すことが重要となるであろう。

最後に国連の枠外で先進国主導により計画されている地球規模の観測システム(GEOSS)に触れてみたい。本システム構築計画に対して途上国がネガティブであるとの風評があるが、全くの誤解であることを強調したい。このような地球規模の多岐の観測が重要なことは万人の認めるところである。IOC を始めとする国連の海洋関連機関の会議で GEOSS へ

の支持が大多数の途上国を含む総会決議などで表明されている事実を見れば一目瞭然である。唯一困難があるとすれば、国連機関は現存する法的な枠組の遵守を要望している点である。前述のように全球的海洋観測手法として最適の Argo フロートの展開にしても、殆ど身勝手とさえ思える論理で国際法の枠組を超えた観測をしたいとした一部先進グループを批判したのが途上国であった。決して全面的に Argo 観測を否定しているのではない。国際的なルールに従って実施さえされれば、途上国も分相応の協力をすると立場である。報告者には、ほとんど感情的としか思えない対立の構造が実態を歪めてしまっていると感じられる。我が国の研究コミュニティに求められるのは、計画実施を焦る余り国際的な約束事を無視して暴走することを避けることである。それと途上国の意欲的な若手研究者の育成に目を向ける姿勢が重要と思われる。

資料 : A 議 題

1. 開 会
2. 事務手続
 - 2.1 ラポルツウル指名
 - 2.2 議題承認
 - 2.3 会議資料の確認
 - 2.4 議事運営
3. 会期間活動の報告
 - 3.1 議長報告
 - 3.2 事務局報告
 - 3.3 I-GOOS 議長およびアルゴ情報センター技術調整員の現状報告
 - 3.4 海洋データ収集のための国連海洋法条約関連の法的枠組検討小委員会委員長による進捗状況の報告
 - 3.5 新たに発生した諸問題点に関する意見交換
 - 3.6 情報提供
4. 勧告および報告書の採択
5. 閉 会

資料 : B (1) Resolution XXIII-8

FIFTH MEETING OF THE IOC ADVISORY BODY OF EXPERTS ON THE LAW OF THE SEA (IOC/ABE-LOS V)

The Intergovernmental Oceanographic Commission,

Noting with satisfaction the progress made by the IOC Advisory Body of Experts on the Law of the Sea at its 5th Session, which was held in Buenos Aires from 11 to 15 April 2005,

Bearing in mind the UNGA Resolution 59/24 and the IOC Resolutions XXII-12 and EC-XXXVII-8 which stated mandates with respect to the work of IOC/ABE-LOS on:

- (i) the practice of Member States with respect to Parts XIII and XIV of UNCLOS,
- (ii) the dissemination and implementation of the Criteria and Guidelines on the Transfer of Marine Technology,
- (iii) the Procedure for the application of Article 247 of the United Nations Convention on the Law of the Sea by the Intergovernmental Oceanographic Commission of UNESCO,
- (iv) the IOC legal framework within the context of UNCLOS which is applicable to the collection of oceanographic data,

Expressing its appreciation of the IOC publication on the Criteria and Guidelines on the Transfer on Marine Technology;

Accepts the Report of IOC/ABE-LOS V and endorses the recommendations contained in the Report;

Adopts the “ Procedure for the application of Article 247 of the United Nations Convention on the Law of the Sea by the Intergovernmental Oceanographic Commission ”, annexed to this Resolution;

Encourages the IOC/ABE-LOS to keep working on the legal framework for the collection of oceanographic data within the context of UNCLOS in close cooperation with I-GOOS and UN-DOALOS, and to propose practical guidelines for the conduct of the following activities:

- (i) the deployment of floats on high seas which may drift into EEZs;
- (ii) the deployment of floats and surface drifting buoys in EEZs;
- (iii) the deployment of XBTs by ships of opportunity in EEZs; and
- (iv) to report to the Executive Council at its 39th Session;

Urges Member States to increase financial support for

the organization of IOC/ABE-LOS^{VI}, in addition to the regular programme funds already allocated.

資料 : B (2) **Annex to Resolution XXIII-8**

Procedure for the Application of Article 247 of the United Nations Convention on the Law of the Sea by the Intergovernmental Oceanographic Commission of UNESCO

1. This Procedure will apply to a marine scientific research project governed by the provisions of Part XIII of the UN Convention on the Law of the Sea (“the Convention”) which the Intergovernmental Oceanographic Commission (“the Commission”) wants to carry out in accordance with Article 247 of the Convention. *
2. The Assembly hereby establishes, in accordance with the Commission’s Statutes and Rules of Procedure, an advisory body for the application of this procedure (the Advisory Body for the application of Article 247 of the United Nations Convention on the Law of the Sea by the Commission, the “Advisory Body”). All IOC Member States are entitled to participate in the work of the Advisory Body.
3. An initiative by one or more IOC Member States to submit a proposal that the Commission undertake a marine scientific research project under Article 247 of the Convention shall be referred by the Executive Secretary to the Advisory Body. The Executive Secretary shall ensure that all Member States in whose exclusive economic zone (“EEZ”) or on whose continental shelf such project is to be carried out, or oth-

* Article 247 of the UN Convention on the Law of the Sea reads as follows: “A coastal State which is a member of or has a bilateral agreement with an international organization, and in whose exclusive economic zone or on whose continental shelf that organization wants to carry out a marine scientific research project, directly or under its auspices, shall be deemed to have authorized the project to be carried out in conformity with the agreed specifications if that State approved the detailed project when the decision was made by the organization for the undertaking of the project, or is willing to participate in it, and has not expressed any objection within four months of notification of the project by the organization to the coastal State.”

- erwise to be involved in the execution of the project, shall be appropriately and timely notified and be invited to participate in the discussion of the proposed project within the Advisory Body.
4. The Advisory Body shall make a recommendation to the Assembly as to whether or not the proposed project should be carried out. A positive recommendation by the Advisory Body that the Commission undertake the proposed project shall be submitted to the Assembly in the form of a draft resolution. To the draft resolution shall be annexed a detailed description of the project containing the information referred to in Article 248 of the Convention and the proposed ways to comply with the conditions set out in Article 249 of the Convention.
 5. A decision that the Commission undertake a marine scientific research project under Article 247 of the Convention shall be taken by the Assembly by means of the adoption of a resolution. The draft for such a resolution, together with the Annex referred to in paragraph 4, shall be communicated to all Member States at least two months in advance of the starting date of the meeting of the Assembly, and shall explicitly indicate that its adoption is for the purpose of applying Article 247 of the Convention.
 6. If it is deemed necessary for an effective execution of the proposed project, the Assembly will be convened, in accordance with the Rules of Procedure of the Commission, in an extraordinary session for the purpose of the adoption of the resolution. Such session can only be held if the conditions of paragraphs 3 and 4 are respected.
 7. Subject to paragraphs 8 and 9, a project shall not be carried out in the EEZ or on the continental shelf of a Member State unless that State has voted in favour of the resolution referred to in paragraph 5 or has otherwise expressed its willingness to participate in the project as described in the Annex to the resolution prior to the notification referred to in paragraph 8.
 8. The IOC Executive Secretary shall provide notification through appropriate official channels to each Member State in whose EEZ or on whose continental shelf the research project is to be carried out as soon as possible after the adoption of the resolution,

but no later than six months in advance of the actual starting date of the project in the EEZ or on the continental shelf. The notification shall include the text of the adopted resolution and its Annex.

9. The research activities may be commenced in the EEZ or on the continental shelf of a Member State six months after the receipt of the notification referred to in paragraph 8 by the Member State if no objection has been communicated by such State to the IOC Executive Secretary within four months of the receipt of that notification.
10. In case of a marine scientific research project under Article 247, part of which is planned to be carried out in the EEZ or on the continental shelf of a coastal State which is not a Member of the Commission, bilateral negotiations may be initiated by the Commission with the coastal State in question, with a view to concluding an agreement on the conditions under which the research activities may be carried out in those maritime zones. The coastal State shall be invited to contribute to the discussion of the project before its submission to the Assembly. The part of the project concerning such a coastal State may be only carried out if the referred agreement, including in the Annex to the resolution corresponding to the project, has been concluded between the coastal State and the Commission, in conformity with the Statutes and Rules of Procedure of the Commission. In that event, paragraphs 8 and 9 of the present procedure will apply.
11. Nothing in this Procedure shall prejudice the rights, jurisdiction and duties of States under the international law of the sea, in particular the Convention. This Procedure shall be interpreted in the context of and in a manner consistent with the provisions of the Convention.

資料 : B (3) Resolution XXIII-9

IOC CRITERIA AND GUIDELINES ON THE TRANSFER OF MARINE TECHNOLOGY

The Intergovernmental Oceanographic Commission,

Recalling the adoption by the Assembly at its 22nd Session of the Criteria and Guidelines on the Transfer of Marine Technology, through IOC Resolution XXII-12,

Noting that the UN General Assembly at its 59th Session, in paragraph 11 of its Resolution on the Oceans and the Law of the Sea (A/RES/59/24), encouraged IOC to continue to disseminate and implement the referred Criteria and Guidelines,

Considers that the Criteria and Guidelines have not yet been fully implemented;

Urges Member States to fully implement these Criteria and Guidelines;

Instructs the IOC Executive Secretary to fulfil his responsibilities under the Criteria and Guidelines, and to report on progress to the Executive Council at its 39th Session.

資料 : C ANNEX II

ADOPTED RECOMMENDATIONS

The Advisory Body of Experts on the Law of the Sea at its sixth meeting (IOC/ABE-LOS VI) recommends the following:

- (a) That the IOC Executive Secretary actively explores the possibility to implement “the Procedure for the application of article 247 of UNCLOS by the IOC” for appropriate scientific programmes and systems which the IOC coordinates or sponsors;
- (b) That the sub-group on the IOC legal framework for the collection of oceanographic data within the context of UNCLOS,
 - (i) Continues its work on the basis of comments and observations made when discussing the matter in IOC/ABE-LOS V and VI, and
 - (ii) Calls for increased participation of its members in the intersessional work.

Such work shall be carried out in close cooperation with UN/OLA/DOALOS and in consultation with I-GOOS.